

国 税 質 問 検 査 章 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

(質問検査章の書式)

第二条 省 略

2 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第七条第四項又は租税特別措置法第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十一項、第七十条の二の二第二十三項若しくは第七十条の二の三第二十二項の身分を示す証明書の書式は、別表第二による。

3 6 省 略

(質問検査章の書式)

第二条 同 上

2 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第七条第四項又は租税特別措置法第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十一項、第七十条の二の二第二十一項若しくは第七十条の二の三第二十項の身分を示す証明書の書式は、別表第二による。

3 6 同 上

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。